

福岡県における冬季の節電への取組み
～無理のない節電の確実な実施に向けて～
(平成27年度冬季)

平成27年11月17日

福岡県緊急節電対策本部

目 次

はじめに		1
I 今冬の電力需給見通し		2
II 節電の基本方針		3
III 節電の取組み		4
1 県から九州電力(株)への要請		4
2 県自らの取組み		4
3 事業者における取組み		8
4 県民(家庭)における取組み		1 4
5 県民・事業者への速やかな情報提供		1 7
6 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進		1 8
7 電力供給力確保に向けた取組み		1 8

はじめに

県では、電力需給のひっ迫が懸念され、節電要請がなされた平成23年度冬以降、県自らの節電の取組みや県民や事業者の方々をお願いしたい取組みを、電力需給が高まる夏季及び冬季にとりまとめて公表し、県民、事業者の方々と一体となって、節電を進めてきました。

平成27年度の夏は、「数値目標を設けない節電」の要請を受け、家庭や事業者等による節電の取組みがなされたことにより、九州電力管内においては、気温の影響を除くと、平日平均で平成22年度に比べ最大電力需要が13.4%程度減少するなど、節電の取組みが定着してきたところです。

今冬については、平成27年10月30日に政府（電力需給に関する検討会合）が決定した「2015年度冬季の電力需給対策について」の中で、九州電力管内について、定着節電として昨冬の約9割を織り込んだ最大電力需要に対し、冬季の電力需給は極寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、電力の安定供給に最低限必要となる予備率3%を確保できる見通しであり、現在定着している節電の取組みが、無理のない形で確実に行われるよう、数値目標を設けない節電の要請がなされたところです。

このように、今冬においても、エネルギー・電力を効率的に使う観点から、気を緩めることなく、現在定着している節電を無理のない範囲で、確実に実施していく必要があると考えています。

このため、県では、県民、事業者、行政が、それぞれの立場で着実に無理のない範囲での節電に取り組めるよう、「福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電の確実な実施に向けて～」をお示しすることにより、各主体の自主的な取組みを促し、県民、事業者の方々と行政が一体となって、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的発展を確保するための取組みを進めてまいります。

I 今冬の電力需給見通し

平成27年10月30日、政府の電力需給に関する検討会合において、九州電力管内における今冬の電力需給見通しが示された。

今冬の電力需給は、平成23年度冬季並みの厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できるとの見通しとなっているものの、現在定着している節電の取組みが、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、数値目標を設けない節電の要請がなされた。

節電要請期間及び時間は、平成27年12月1日～平成28年3月31日（12月29日～31日を除く）の平日8時～21時の間とされた。

□九州電力管内の今冬の電力需給見通しについて

（単位：発電端、万kW）

		川内原発1基稼働の場合		川内原発2基稼働の場合	
		1月 (H23年度並み 厳寒)	2月 (H23年度並み 厳寒)	1月 (H23年度並み 厳寒)	2月 (H23年度並み 厳寒)
供給力－需要 [予備率]		87 [5.8%]	71 [4.7%]	119 [7.8%]	133 [8.8%]
需要		1,515	1,515	1,515	1,515
供給力（合計）		1,602	1,586	1,634	1,648
	原子力	89	89	178	178
	火力	1,245	1,233	1,180	1,194
	水力	81	75	81	75
	揚水	183	184	189	197
	太陽光・風力	1	1	1	1
	地熱	17	17	17	17
	融通				
	電力会社間	0	0	0	0
	新電力等	▲13	▲13	▲13	▲13

（注1） 今冬の電力需要は、節電に関する需要家アンケートの結果に基づき、昨冬の節電実績▲49万kWのうち、約9割の▲43万kWを見込む。

（注2） 四捨五入の関係で合計値が合わないことがある。

II 節電の基本方針

1 目的

県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、県民、事業者、行政の各主体がエネルギーを効率的に利用し、家庭生活や経済活動に支障を生じさせることなく節電を確実に行うことによって、電力需給の安定化を目指す。

2 節電推進の目標

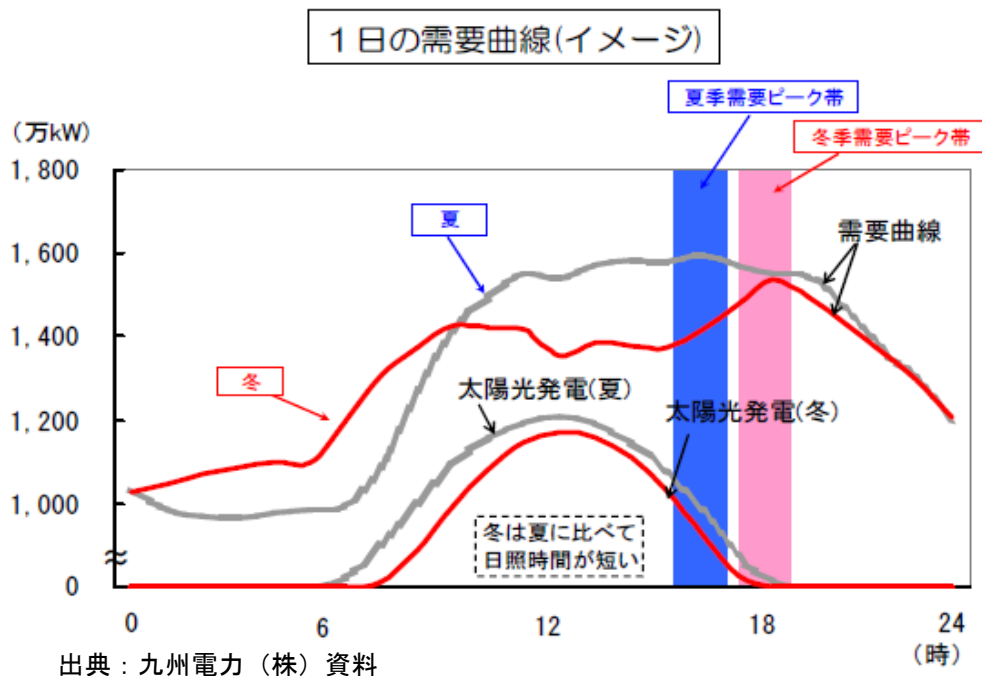
これまでの節電対策の取組みを可能な範囲で継続し、家庭生活や経済活動に無理が生じない範囲での「節電」を確実に実施する。但し、被災地、高齢者や乳幼児等の弱者に配慮する。

3 実施期間・時間

平成27年12月1日～平成28年3月31日（12月29日～31日を除く）の平日8時～21時の間とする。

冬季は、暖房の使用量が多くなる午前（8時～11時頃）と照明や家庭用需要が多くなる点灯帯（17～20時頃）に需要のピークが発生する傾向にあり、この時間帯の取組みが重要となる。特に、家庭用需要が高まる点灯帯の節電に重点的に取り組むこととする。

□冬季における電力需要の推移



Ⅲ 節電の取組み

1 県から九州電力(株)への要請

県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ・ 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ・ 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ・ 電力需要の急増や発電設備等の計画外停止などにより、万が一需給ひっ迫の恐れがある場合においては、需要家に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、県民生活や県内経済活動への影響を最小化するため、追加の供給力対策を早急に講じること。

2 県自らの取組み

これまでの成果を踏まえ、全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で節電に取り組み、平成27年12月～平成28年3月の電気使用量について、昨年度冬の実績（平成22年度比マイナス11%）と同等の抑制を目指す。

また、発電所の計画外停止や気温の急激な変化による電力需要の増加等により、電力需給がひっ迫する場合においては、予め定めたピークカット対策を実施するとともに、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□平成26年度冬（平成26年12月から平成27年3月）の県機関における節電実績

（平成22年度比）	12月	1月	2月	3月	12月～3月合計
知事部局（議会棟含む）	▲14%	▲23%	▲16%	▲18%	▲18%
行政棟	▲30%	▲31%	▲26%	▲26%	▲29%
行政棟以外	▲8%	▲20%	▲13%	▲16%	▲15%
教育庁	1%	▲19%	▲9%	▲7%	▲9%
警察	▲2%	▲15%	▲8%	▲9%	▲9%
合計	▲4%	▲19%	▲10%	▲11%	▲11%

(1) 省エネ・節電対策

①空調管理の徹底

- ・ 設定温度 18℃を徹底する（執務室で快適に過ごせるよう重ね着などを心がける）。
- ・ ブラインドの適切な調整と扉を閉めることにより、暖気を逃がさないようにする。

②エレベータの稼働台数の削減

- ・ 利用頻度に応じたエレベータの稼働台数削減を継続する。

□エレベータの稼働台数

≫本庁舎行政棟エレベータ（全12台）の稼働台数削減例

8:00 ~ 18:30	稼働台数 10台
18:30 ~ 翌 8:00	〃 4台

≫警察本部庁舎エレベータ（全7台）の稼働台数削減例

7:00 ~ 20:00	稼働台数 5台
20:00 ~ 翌 7:00	〃 2台

③冷水器等の使用中止・撤去

- ・ 庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で引き続き使用中止または撤去する。
- ・ 県民の利用を目的とした県有施設内に設置しているトイレのエアータオルについて、施設の実態に応じ、支障のない範囲で使用を中止する。

④給排気ファンの稼働時間の短縮

- ・ 庁舎内に設置している給排気ファンの稼働時間を短縮する（間欠運転の実施）。

⑤庁舎・施設内の照明の間引き

- ・ 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きを行う（照度基準500ルクス維持）。

⑥昼休みの消灯等の徹底

- ・ 職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてパソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてコピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。

⑦パソコンの消費電力の削減

- ・ 席を離れるなどして一定時間パソコンが未使用状態になった場合、自動的に省電力モードに切り換わるように設定する。
- ・ 業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

⑧退庁時の待機電力削減の徹底

- ・ 退庁時は、パソコン、コピー機、電気ポット等の電化製品について、主電源オフやプラグを抜くことにより、待機電力の削減を徹底する。

⑨時間外勤務縮減の徹底

- ・ 毎週水曜日・毎月19日（育児の日）の定時退庁とは別に、毎週金曜日を「省エネ・ノー残業デー」として設定するなど、時間外勤務の縮減と消灯の取組みを徹底する。災害やその他突発的な業務により、やむを得ず残業する場合も、必要な箇所のみ点灯し、部分消灯を徹底する。

⑩マイボトル運動の推進

- ・ 電気ポット等の使用を抑制するため、マイボトル運動（水筒、タンブラーなどの飲料容器（マイボトル）を持参する運動）を推進する。

⑪職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化

- ・ 職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。

⑫県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施

- ・ 県有施設等において、再生可能エネルギー導入、省エネ対策をできる限り早期に実施し、今冬における電力需要抑制に取り組む。

□再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施の状況（平成27年度実施分）

	当初計画	変更後
避難所への太陽光発電設備の設置 （県立学校）	平成28年3月未完了予定	平成28年2月未完了予定
道路照明のLED化	平成28年3月未完了予定	平成27年12月未完了予定
LED信号機への更新	平成28年3月未完了予定	平成28年1月未完了予定

⑬庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請

- ・ 自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を要請する。

(2)ピークカット対策

点灯帯(17時～20時頃)に、電力需要の最大ピークが発生する傾向にあるため、この時間帯に以下の取組みを実施する。

①電気ポット等の使用停止

17時～20時における電気ポット等の使用を停止する。

②コピー機・プリンターの使用台数の削減

17時～20時における執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則1台とする。

(3)追加のピークカット対策

政府により「電力需給ひっ迫警報」が発出された場合(予想使用率97%超過)、追加の節電対策を実施する。

①電気ポット等の使用停止【電力需給ひっ迫警報発出時】

警報発出時間帯において、電気ポット等の使用を停止する。

②コピー機・プリンターの使用台数の削減【電力需給ひっ迫警報発出時】

警報発出時間帯において、執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則1台とする。

③県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施【電力需給ひっ迫警報発出時】

県有施設それぞれの業務実態に応じ、効果的な対策を実施する。

□各施設におけるピークカット対策例

施設	内容
九州歯科大学	可能な範囲での実験時間の変更
福岡女子大学	
福岡県立大学	
農林業総合試験場	計測機器等の使用時間の変更
水産海洋技術センター	
県営公園	公園内噴水等修景施設の運転停止
浄化センター	汚水ポンプ・送風機の運転時間の変更 換気設備の運転時間の削減
北九州勤労青少年文化センター	利用者の状況に応じた室内照明・外灯、空調機器稼働停止
福岡県工業技術センター	乾燥機など機械設備の使用時間帯の調整

3 事業者における取組み

(1) 基本的な考え方

経済活動に支障のない範囲で実施できる節電メニューの周知を図り、現在定着している節電の取組みが確実に行われるよう要請する。

「数値目標を設けない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力（kW）の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲2.8％を参考値とする。

① オフィスビルでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	執務室エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	4%※	
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%	
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

② 卸・小売店での節電メニュー

4つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	3%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	8%※	
冷凍冷蔵	業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

③ 食品スーパーでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	1%未満※	
	使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%未満	
冷凍冷蔵	業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	6%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

④医療機関での節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	3 %	
	使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	3 %	
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1 %	
	使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1 %未満	
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1 %未満	

⑤ホテル・旅館での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	14 %	
空調	使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	1 %	
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を19℃とする。	2 %※	

※ 設定温度を3℃下げた場合

⑥飲食店での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	10 %	
空調	店舗の室内温度を19℃とする。	2 %	
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	1 %未満	

⑦学校（小中高）での節電メニュー

照明での基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	15 %※	
	点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を1/4程度間引きする。	2 %	

※ 約4割減の場合

⑧製造業での節電メニュー

製造業は業種ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

	機械・設備毎 の節電効果	チェック
生産設備の節電メニュー		
不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—	
電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。 (節電効果：保温施工の実施例)	7 %	
ユーティリティ設備の節電メニュー		
使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。(節電効果：単機における 0.1MPa 低減時)	8 %	
コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合いする]。(節電効果：単機における吸気温度 10℃低減時)	2 %	
負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(節電効果：コンプレッサ 5 台システムでピーク負荷 60～80%の場合)	9 %	
インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。 (節電効果：弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が 80%となった場合)	15 %	
冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(節電効果：利用側の状況を確認しながら 7℃→9℃へ変更した場合)	8 %	

※生産活動への実質的な影響が少ない一般設備を中心とした節電をお願いいたします。

一般設備（照明・空調）の節電メニュー			
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—	
	白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。 (節電効果：白熱灯 60W→①電球形蛍光ランプ、②LED照明、に交換した場合)	① 76 % ② 85 %	
空調	工場内の温度を 19℃とする。 (節電効果：室内温度設定を 3℃下げた場合)	27 %	
	外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。(節電効果：換気ファンの間欠運転または停止により 30%導入量を低減した場合)	34 %	

経済産業省「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）（平成 27 年 10 月）」より引用

(2)事業者に対する周知等

- ・業界団体を通じ、「福岡県における冬季の節電への取組み」を事業者に周知する。
- ・県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者には節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

(3)事業者における節電の取組みに対する県の支援

①セミナーの開催

- ・セミナーの開催により、効果の高い節電対策等の情報提供を行う。

「省エネ・節電講座」

開催日：平成 27 年 12 月 1 日（火）

平成 27 年 12 月 11 日（金）

平成 27 年 12 月 14 日（月）

場 所：福岡県中小企業振興センター（福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号）

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

「第 4 回コージェネレーション導入セミナー」

開催日：平成 28 年 2 月 1 日（月）

場 所：未定

＜問い合わせ先：県庁 エネルギー政策室 普及支援班（092-643-3228）＞

②相談対応及び専門家派遣

- ・公益財団法人福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会で県内事業者からの相談に対応する。

＜問い合わせ先：公益財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-5432）＞

＜問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会（092-622-8780）＞

- ・一般財団法人九州環境管理協会で、節電に関する専門的な相談に対応する。

＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞

- ・事業者の求めに応じ、省エネの専門家を派遣しアドバイスを行う。

＜問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）＞

③省エネ機器や設備等の導入支援

・福岡県エネルギー対策特別融資制度

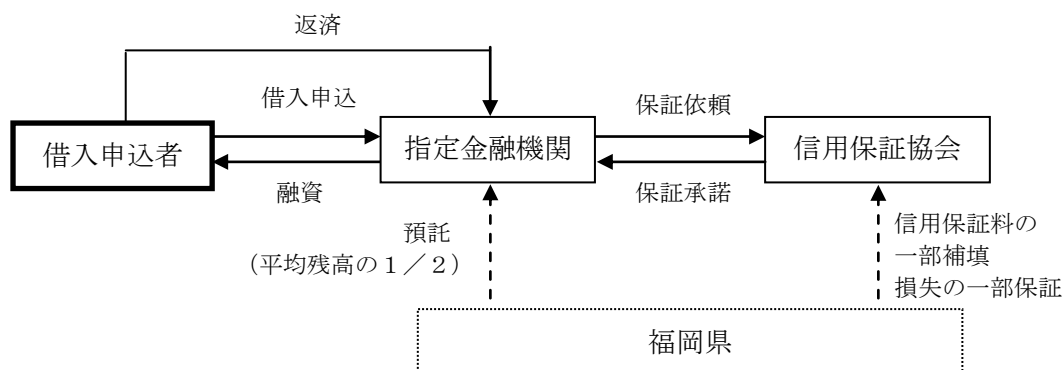
県内中小企業における省エネルギー対策、再生可能エネルギー・コージェネレーションの導入、水素ステーションの整備等を対象とする長期・低利の融資制度

＜福岡県エネルギー対策特別融資制度の概要＞

- (1) 融 資 枠： 40 億円（うち平成 27 年度新規融資枠 35 億円）
- (2) 対象事業者： 県内の事業所に設備を導入する中小企業者（個人、法人、組合）
- (3) 融資限度額： 1 億円（再生可能エネルギー設備及び水素ステーション 2 億円）
- (4) 貸 付 期 間： 10 年（再生可能エネルギー設備及び水素ステーション 15 年）
- (5) 融 資 利 率： 10 年以内 1.2% 10 年超～15 年以内 1.4%
- (6) 保 証 料 率： 0.25%～1.62%
* 保証料率は、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。
- (7) 融資対象設備
 - ① 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）
 - ② 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）
 - ③ コージェネレーション、高効率照明、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
 - ④ 建築物の省エネ改修
 - ⑤ 水素ステーション
 - ⑥ その他、上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの
- (8) 信用保証料率の引き下げ
中小企業者の負担を軽減するため保証料率の引下げを行う
（相当額を信用保証協会に補填）
- (9) 取扱金融機関（申込場所）
県内の普通銀行、信用金庫及び信用組合等（26 金融機関）

＜問い合わせ先：県庁 エネルギー政策室（092-643-3148）＞

＜融資の流れ＞



- ・ 上記以外の貸付・融資制度

《小規模事業者振興資金の概要》

- (1) 融資限度額： 5,000 万円以内（設備資金は 8,000 万円以内 ※H29 年度まで）
- (2) 利 率： 年 1.60%
- (3) 保証料率： 0.25%～1.62%
※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。
- (3) 融 資 期 間： 10 年以内（措置 2 年以内）

＜問い合わせ先：県庁 中小企業振興課 金融係（092-643-3424）＞

《長期経営安定資金の概要》

- (1) 融資限度額： 1 億円以内
- (2) 利 率： 5 年以内 1.7%
： 5 年超 1.8%
- (3) 保証料率： 0.25%～1.77%
※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。
- (4) 融 資 期 間： 10 年以内（据置 2 年以内）

＜問い合わせ先：県庁 中小企業振興課 金融係（092-643-3424）＞

- ・ 県庁ホームページを活用し、県の融資制度のほか、省エネ設備等に対する国の補助制度（エネルギー使用合理化事業者支援補助金、ビル等におけるエネルギー管理システム導入補助など）等に関する情報発信を行う。

④その他

- ・ 環境認証（エコアクション 21）取得の支援を行う。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

4 県民(家庭)における取組み

(1)基本的な考え方

家庭生活に支障のない範囲で実施できる節電メニューの周知を図り、現在定着している節電の取組みが確実に行われるよう要請する。特に、高齢者、乳幼児の方々等においては、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲で協力をお願いする。

「数値目標を設けない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力(kW)の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲2.8%を参考値とする。特に、家庭においては、夕方(17時～20時)の時間帯に電力需要が高まる傾向にあることから、この特徴に配慮した節電の取組みをお願いする。

①県民(家庭)における節電メニュー(通常、エアコンを使用される家庭)

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
エアコン	重ね着などをして、室温20℃を心がける。	7%※ ¹	
	窓には厚手のカーテンを掛ける。	1%	
照明	不要な照明をできるだけ消す。	4%	
テレビ	画面の輝度を下げる。	2%※ ²	
	必要な時以外は消す。		
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	1%	
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。		
	食品をつめこまないようにする。		
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。	1%	
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。		
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1%	
	不使用時はふたを閉める。	未満	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	1%	
	使わない機器はプラグを抜く。		

※1 エアコンの設定温度を2℃下げた場合 ※2 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

②県民(家庭)における節電メニュー(通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭)

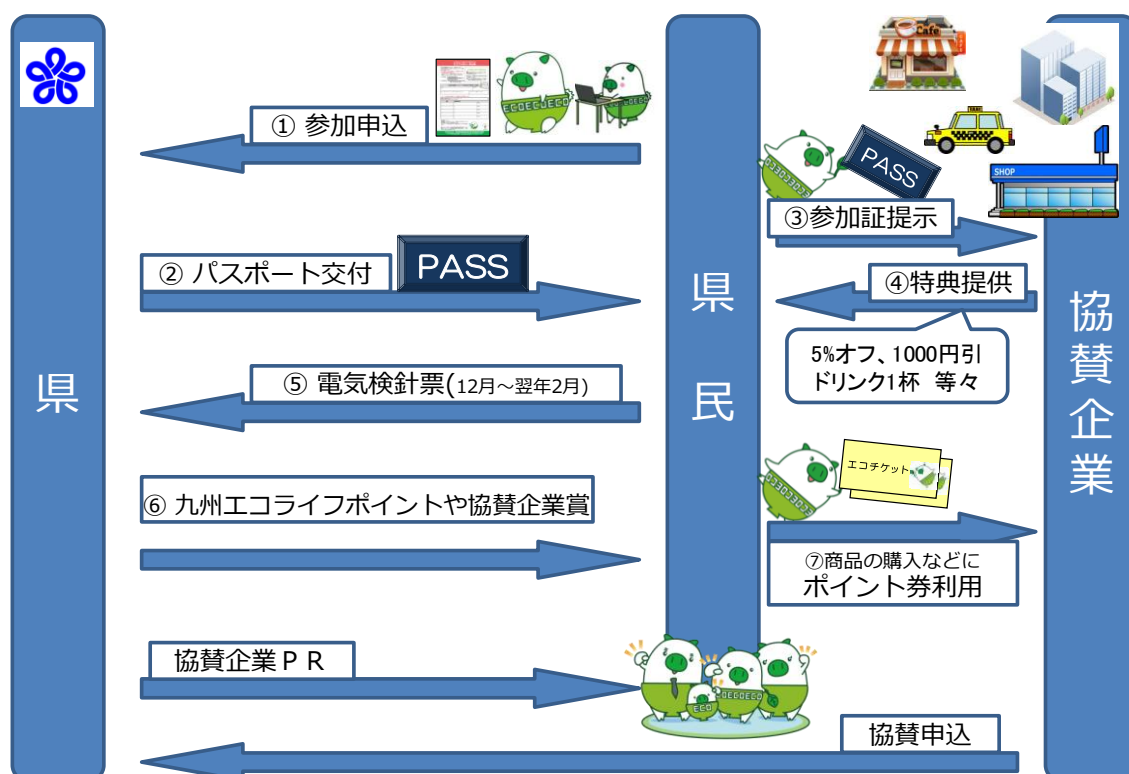
節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
照明	不要な照明をできるだけ消す。	6%	
テレビ	画面の輝度を下げる。	3%※	
	必要な時以外は消す。		
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	2%	
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。		
	食品をつめこまないようにする。		
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。	2%	
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。		
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1%	
	不使用時はふたを閉める。		
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	2%	
	使わない機器はプラグを抜く。		

※ 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

経済産業省「冬季の節電メニュー(ご家庭の皆様)(平成27年10月)」より引用

(2)家庭における省エネ・節電の取組み

- ・電気だけでなく、ガスや水道なども含めた省エネルギーへの取組みに参加する世帯をエコファミリーとして募集し、参加した世帯に対し、県が「エコファミリー応援パスポート」を進呈する。参加世帯は協賛企業の店舗でパスポートを提示することで、割引等の特典を受けることができる。
- ・電力需要の高まる冬季（12月～翌年2月）には、街頭啓発を実施するとともに、県民に電気の検針票を見ていただき、前年度や前月と比較することで、省エネ効果を把握していただく「検針票を見てみよう！キャンペーン」を実施する。期間中の電気の検針票を貼付して取組みの報告を行った世帯に対し、抽選で九州エコライフポイントや協賛企業賞を進呈する。



※九州エコライフポイントとは…

家庭や地域における地球温暖化防止対策を推進するため、九州各県及び経済団体、企業等が協同で実施するポイント制度で、節電の取組みや環境保全活動への参加、省エネ商品等の購入をされた住民の皆さんに、九州の店舗等での買い物に利用できるポイントが交付されます。

<問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）>

(3)県民(家庭)に対する周知等

- ・県広報誌（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）、福岡県公式 Twitter などの広報媒体を活用し、県民に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- ・「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

- ・地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

- ・県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「ふくおかのエネルギー～再エネ、コジェネ、省エネ～」に関する周知・啓発を行う。

＜問い合わせ先：県庁 県民情報広報課 広聴係（092-643-3103）＞

- ・県庁ホームページを活用し、国の補助制度（民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。
- ・福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）

＜問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）＞

5 県民・事業者への速やかな情報提供

(1) 広報媒体を活用した情報提供

- ・県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する情報や支援策等を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。
- ・また、電力需給がひっ迫する場合には、県民、事業者に対し、迅速な情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□主な県広報媒体

広報媒体名	掲載予定等
福岡県だより (全戸配布広報紙)	1月号(12月15日～1月15日配布)又は3月号(2月15日～3月15日配布)のいずれかで掲載予定
福岡県からのお知らせ (新聞定期広告)	12月号(12月20日掲載)又は2月号(2月21日掲載)のいずれかで掲載予定
広報テレビ番組	12月～2月に放送予定 TVQ「ハロー！ふくおか県」(土曜日 20:54～21:00) RKB「福岡県庁知れた課」(日曜日 16:54～17:00) ※いずれかの番組内で放送予定(お知らせコーナー活用予定)
広報ラジオ番組	12～2月に放送予定 FM福岡「福岡県だより」(月・木曜 9:35～9:40)
県庁ホームページ	〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/ 「節電・省エネルギーの情報サイト」 〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/setsuden7.html
福岡県庁公式 Twitter	福岡県庁@Pref_Fukuoka
ふくおかエコライフ 応援サイト	〈URL〉 http://www.ecofukuoka.jp/
県エネルギー総合情報 ポータルサイト「ふく おかのエネルギー」	〈URL〉 http://www.f-energy.jp/

(2) 節電に関する街頭キャンペーンの実施

- ・節電要請期間の開始日に「節電に関する街頭キャンペーン」を実施し、節電意識の一層の向上を図る。

〔場 所〕 福岡市(新天町)

〔日 程〕 平成27年12月1日(火)

〔実施機関〕 九州経済産業局、福岡県、福岡市、九州電力 ほか

6 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- ・市町村及び関係団体に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図り、県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- ・節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電の取組みを推進することや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。

7 電力供給力確保に向けた取組み

(1) 県自らによる供給力確保対策

- ・県企業局が運営する水力発電所及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）が運営するRDF（ごみ固形化燃料）発電からの電力供給の確保に努める。

(2) 市町村運営のごみ発電施設への協力要請

- ・可能な範囲で電力需要等に応じた発電実施を要請する。
- ・対応可能な範囲でメンテナンス実施時期変更を要請する。